平成２２年（フ）第５０５号
宮崎市恒久南４丁目172番地78　第２赤江コーポ106号、前住所宮崎市鶴島３丁目232番地
債務者　日髙　義人
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１１号
宮崎市吉村町北原甲1439番地３　シティハイツエル101号
債務者　戸鋪　次男
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８２９号
京都市山科区西野小柳町70番地　大森方
債務者　福井　寛子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６９号
京都市中京区西ノ京東月光町33番地の５
債務者　髙間　豊一
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１８号
京都市右京区梅津罧原町５番地１　グラン・コート嵐山202
債務者　菅河工業こと　菅河　孝史
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４９号
京都府八幡市八幡山路40番地の２　ハイツアザレア２－Ｆ号室
債務者　関野　　努
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５０号
京都府八幡市八幡山路40番地の２　ハイツアザレア２－Ｆ号室
債務者　関野　美幸
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６８号
京都市伏見区桃山井伊掃部西町４番地５　柿ノ木庵拾ノ庵
債務者　岡元　久志
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８３号
京都市下京区中堂寺壬生川町２番地11　ハイツエコー507号室
債務者　天野　眞弓
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５２号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地30棟503号
債務者　吉永　紀子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６４号
京都市伏見区聚楽町662番地　小管荘南棟101
債務者　日詰　勝博
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６８号
京都市山科区西野山桜ノ馬場町263番地１桜ノ馬場ハイツ101
債務者　田村　健一
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６９号
京都府木津川市木津宮ノ裏200番地13
債務者　山本由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６４８号
奈良市都祁白石町1304番地の44
債務者　中岸　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６８５号
奈良市大宮町６丁目３―29　阪奈ビル610号、住民票上の住所京都市北区西賀茂柿ノ木町73番地
債務者　清水　絢子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６９２号
奈良県生駒市俵口町225番地４　ヴァルシオン401
債務者　山中　善雄
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４５号
松江市西持田町23番地７　ウエステンホーフ102号、前住所松江市鹿島町佐陀宮内1192番地７
債務者　金坂　勇吉（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部